月次レポート　追加型投信　内外　資産複合

作成基準日：2026年10月30日

お金のデザイン・デジタル・レンディング・ファンド
愛称：貯蓄マックス！

［ 元本確保型の商品ではありません ］

当ファンドの特色

主な投資対象

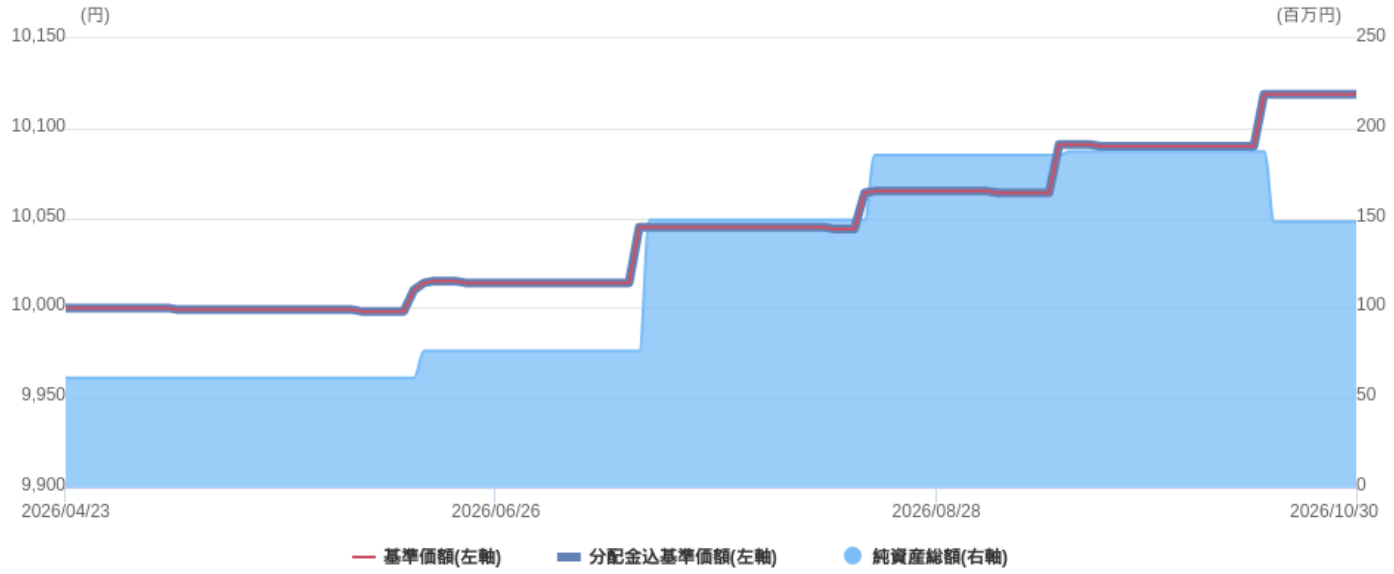
Digital Impact Lending Fund Class H JPY Unitの投資信託証券への投資を通じ、主として世界各国の中小企業等向けの金銭債権に実質的に投資します。

ベンチマーク

当ファンドにはベンチマークがありません。

基準価額の推移

2026年4月23日 ～ 2026年10月30日



＊「分配金込基準価額」は、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものとして計算しており、実際の騰落率とは異なります。
＊基準価額及び分配金込基準価額の計算において信託報酬は控除されております。
＊分配実績がない場合、あるいは設定来累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び分配金込基準価額のグラフが重なって表示される場合があります。

運用実績

2026年4月23日 ～ 2026年10月30日

基準価額

10,119円

前月末比 +29円（0.3%）

純資産総額

148百万円

前月末比 △39百万円（△20.9%）

騰落率（分配金込）

期間	騰落率
1ヵ月	0.3%
3ヵ月	0.7%
6ヵ月	1.2%
1年	-
3年	-
設定来	1.2%

分配金（1万口当たり、税引前）

決算期	分配金
設定来合計	0円

＊騰落率（分配金込）とは、当ファンドの決算時に収益の分配金があった場合に、その分配金で当ファンドを購入（再投資）した場合の騰落率です。
＊過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。
＊収益分配金は委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

ファンド（分配金込）の収益率とリスク（標準偏差）

	過去1年間	過去3年間	過去5年間	過去10年間	設定来
ファンド騰落率（分配金込）	—	—	—	—	2.4%
ファンドリスク（分配金込）	—	—	—	—	—

＊ファンド騰落率（分配金込）とは、当ファンドの決算時に収益金があった場合に、その分配金で当ファンドを購入（再投資）した場合の騰落率です。
＊騰落率は年率換算値です。
＊ファンドリスク（分配金込）は月次騰落率より算出しています。
＊なお、設定日が属する月の月次騰落率は含めずに計算しています。
＊過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

ファンドマネージャーのコメント

基準価額	1か月騰落率/年率換算
10,119円	0.29%/3.50%

※当ファンドの基準価額は、主要投資対象ファンドの前月の運用成果が反映されます。そのため、Digital Impact Lending Fund Class H JPY UnitおよびDigital Impact Lending Fundの2026年9月末時点の情報を記載しています。

Digital Impact Lending Fund Class H JPY Unitは0.29%（年率3.57%）上昇しました。利上げに伴い新規ローンの一部では金利の上昇傾向がみられます。分散された地域からローン資金需要があり、ポートフォリオの資金効率は高水準で推移しています。

組入投資信託証券の状況

ポートフォリオ構成比	比率
Digital Impact Lending Fund Class H JPY Unit	99.4%
NEXT FUNDS 国内債券・ NOMURA-BPI 総合連動型上場投信	0.0%
その他	0.6%
合計	100.0%

主要投資対象の運用状況とポートフォリオ

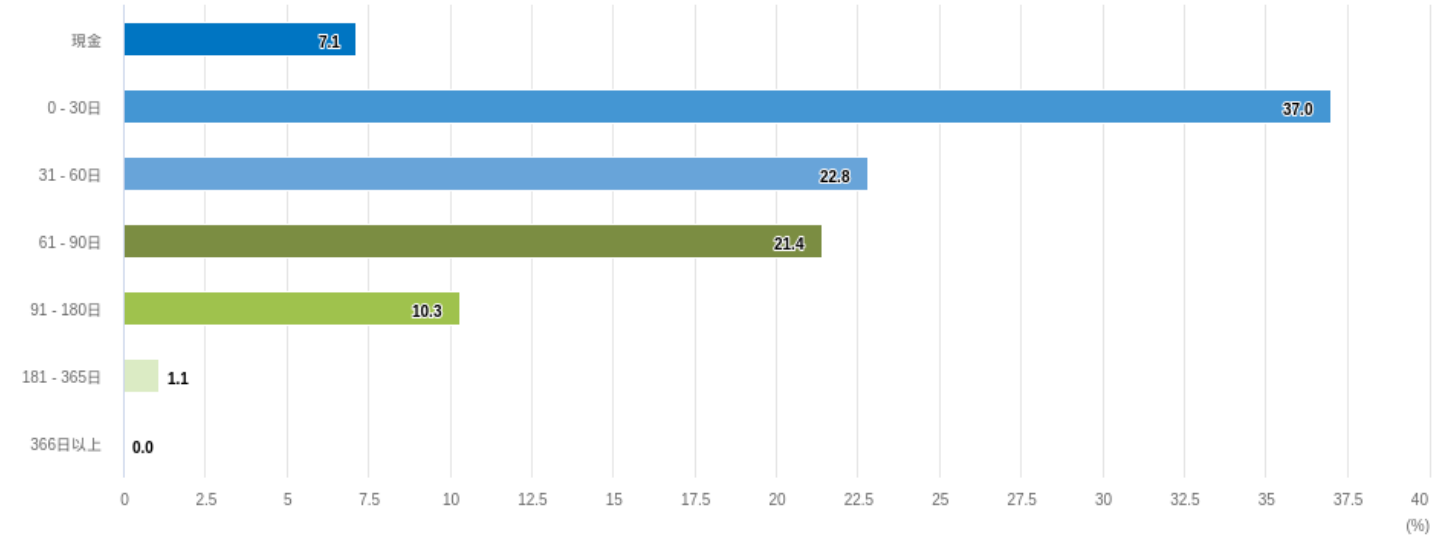
※このページは、当ファンドの主要投資対象であるDigital Impact Lending Fund Class H JPY Unitが属するDigital Impact Lending Fundに関する情報を記載しています。

※当ファンドの基準価額は、主要投資対象ファンドの前月の運用成果が反映されます。そのため、Digital Impact Lending Fundの2026年9月末時点の情報を記載しています。

＜ポートフォリオ構成＞

案件数	433 件
平均案件サイズ	9.3 百万円
平均残存期間	53 日
最大組入案件の比率	6.1 %

＜残存期間別分布＞



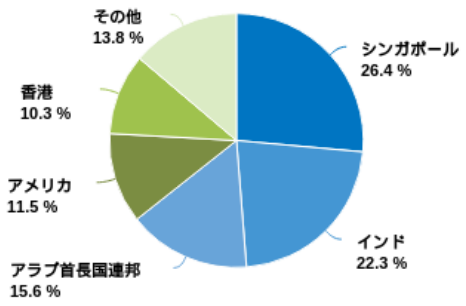
※残存期間別分布の比率は、ファンド投資先の売掛債権等の評価額の合計に対する比率です。

主要投資対象の運用状況とポートフォリオ

※このページは、当ファンドの主要投資対象であるDigital Impact Lending Fund Class H JPY Unitが属するDigital Impact Lending Fundに関する情報を記載しています。

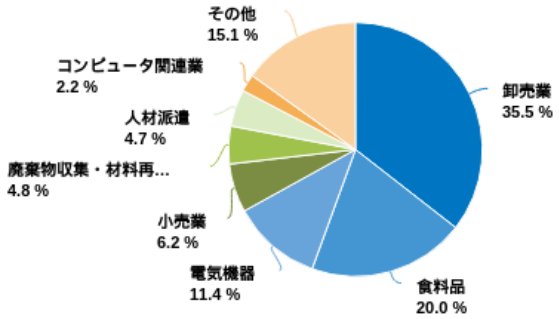
※当ファンドの基準価額は、主要投資対象ファンドの前月の運用成果が反映されます。そのため、Digital Impact Lending Fundの2026年9月末時点の情報を記載しています。

＜国別比率＞



※国別比率は、貿易取引（商品またはサービス等）の買手の所在地。ファンド投資先の売掛債権等の評価額の合計に対する比率です。

＜業種別比率＞



※業種別比率は、国際標準産業分類（ISIC）による分類を使用しております。ファンド投資先の売掛債権等の評価額の合計に対する比率です。

＜組入上位10銘柄＞

	企業名	業種	比率
1	CARROTRADE ASIA PTE. LTD	卸売業	6.1%
2	Coastal Energy Pte Ltd	卸売業	4.5%
3	Su Zhan International Limited	食料品	2.6%
4	Qingdao McGraw Technology Co,.Ltd	電気機器	2.1%
5	Mercancia Continental FZCO	食料品	2.0%
6	ALZYS GLOBAL PTE. LTD. (SUPPLIER)	卸売業	1.8%
7	SANGAR INTERNATIONAL LIMITED	卸売業	1.8%
8	P.G.P. International Pte. Ltd.	廃棄物収集・材料再生業	1.7%
9	Great Mega Holdings Limited	電気機器	1.3%
10	Workforce At Workle Pte Ltd	人材派遣	1.3%

※組入上位10銘柄の比率は、ファンド投資先の売掛債権等の評価額の合計に対する比率です。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、主として投資対象ファンドへの投資を通じて、金銭債権や公社債に実質的な投資を行うため、投資対象ファンドが組み入れた金銭債権の回収状況や公社債の価格変動等により、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

金銭債権投資に関するリスク

実質的に投資を行う金銭債権において、返済遅延または債務不履行が生じた場合、あるいは第三者への対抗要件となる登記がされていないこと等による二重譲渡や詐欺による被害を受けた場合には、当該金銭債権の価値が減損もしくは無価値になることもあります。また、インフレーション、公定歩合の変更、通貨の切り上げまたは切り下げ等の影響を受け金銭債権の価値が減損することがあります。これらの金銭債権の価値の減損等は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

信用リスク

債務者となる企業が経営不安・倒産に陥った場合または陥ると予想される場合、あるいは信用格付けが格下げされた場合等により債務者の債務不履行が発生または予想される場合等には、金銭債権等の投資対象の価値が毀損することがあり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

実質的に投資を行う金銭債権は、証券取引所や証券市場に上場されていないまたは取引されておらず、流動性や市場性が低く、期待する価格や希望の数量での取引が出来ない事があるため、基本的には金銭債権の返済により投資資金を回収することとなります。金銭債権の返済遅延、延滞、債務不履行の発生、保険金請求の処理等の要因により、想定していた期間で投資資金の回収が出来ないことがあり、その結果、当ファンドの流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。

公社債投資に関するリスク

実質的に投資を行う公社債は、一般に内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けるため債券価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。これらの債券価格の下落は当ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

為替変動リスク

当ファンドが主として投資するDigital Impact Lending Fund Class H JPY Unitの投資信託証券（以下「ケイマンファンド」という。）では、原則として対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替市場の影響を受け当ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。また、円の金利が為替ヘッジを行う通貨の金利より低い場合等にはこの金利差に相当するヘッジコストが発生し、通貨需給と金利の動向によってはヘッジコストが拡大する場合があります。

カントリー・リスク

投資対象ファンド、特にケイマンファンドの実質的な投資対象である金銭債権に関連する国および地域での紛争、あるいは政治・経済・社会情勢等の混乱が生じたり、税制・法規制等が急遽変更されたり、新たに設けられることがあります。これらの要因により、運用上の制約を受ける場合や金銭債権の回収が遅延あるいは実施できないことがあり、当ファンドの流動性への影響や基準価額の下落する要因となります。

ゲート条項リスク

当ファンドが主として投資するケイマンファンドには、各投資家からの解約が集中した際に、運用資産全体に対する解約可能上限を定めるゲート条項が設けられています。このゲート条項が発動された場合には、各投資家からの解約金が減額された上で支払われ、残りの部分は翌月以降の解約に繰り越されることとなります。
ケイマンファンドにおいてゲート条項が発動された場合には、当ファンドへの解約金が減額され、残りの部分は翌月以降の解約に繰り越されるため、ケイマンファンドから当ファンドに支払われる解約金の減額比率に従って、当ファンドの各受益者からの解約金額を減額した上で支払うこととなり、残余部分は、当ファンドの翌

月の解約に繰り延べられ、以降も同様の取扱いとなります。このため想定していた時期に解約や現金化を行えず、その結果、損失を被ることがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

・収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。従って分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

・分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

・当ファンドは、主たる取引市場において市場環境が急変した場合や大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

お申込みメモ

購入時

購入単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌月の10ファンド営業日の翌国内営業日の基準価額に、信託財産留保額を加算した額。（購入価額＝販売価額）

購入代金

販売会社が定める期日までにお支払いください。

換金時

換金単位

１口単位(販売会社によって異なる場合があります。)

換金価額

換金（解約）申込受付日の翌々月の10ファンド営業日の翌国内営業日の基準価額とします。

換金代金

換金（解約）申込受付日の翌々月の最終国内営業日から起算して、原則として６営業日目からお支払いいたします。

購入・換金に関して

申込締切時間

原則として、申込期間最終日の午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当月の申込受付分とします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

購入・換金申込日（月１回窓開）

毎月最終ファンド営業日の前国内営業日

※当月最終ファンド営業日より翌月の最終ファンド営業日の前国内営業日までの期間の受付は、翌月分のお申込みとなります。

営業日

国内営業日：委託者の営業日

ファンド営業日：香港、シンガポールの銀行休業日、及び国内休業日を除いた日

換金制限

①ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。

②ゲート条項

Digital Impact Lending Fund Class H JPY Unitの投資信託証券におけるゲート条項等の発動によって投資信託財産として保有する当該投資信託証券の解約が制限され、当該投資信託証券からこの信託への一部解約金が減額された場合には、当該減額比率に従って各受益者の一部解約金額が減額され、減額された一部解約金申込額の残余部分は、翌月の一部解約金受付日での一部解約に繰り越します。翌月の一部解約金受付日での一部解約に繰り越した一部解約金申込額の残余部分についても同様の取扱いとします。

購入・換金申込受付の中止及び取消し

委託会社は、Digital Impact Lending Fund Class H JPY Unitの投資信託証券におけるゲート条項等の発動によって投資信託財産として保有する当該投資信託証券の解約が制限された場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金（解約）の申込み受付を中止することおよび既に受付けた購入・換金（解約）の申込みの受付を取消すことができます。

その他

信託期間

無期限（2026年4月23日設定）

繰上償還

次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し当該信託を終了（繰上償還）します。

・Digital Impact Lending Fund Class H JPY Unitの投資信託証券におけるゲート条項等の発動によって投資信託財産として保有する当該投資信託証券の解約が制限された場合

・第５期計算期間の終了日におけるこの信託の純資産総額が50億円を下回る場合

・Digital Impact Lending Fund Class H JPY Unitの投資信託証券を発行する投資信託等が終了する場合

また、以下の場合には、繰上償還をすることがあります。

・受益権口数が20億口を下回ることとなった場合。

・この信託契約を解約することが、受益者のため有利であると認めるとき。

・やむを得ない事情が発生したとき。

決算日

毎年12月31日（国内休業日の場合は翌営業日）

収益分配

毎決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
※販売会社との契約によっては、再投資が可能です。

信託金の限度額

１兆円

公告

電子公告により行い、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス　https://www.money-design.com/

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新

聞に掲載します。

運用報告書

年1回（12月）および償還後に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。

課税関係

課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

購入価額（当初申込期間においては１口当たり１円）に3.30%（税抜3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

信託財産留保額

購入申込受付日の翌月の10ファンド営業日の翌国内営業日の基準価額に0.4%以内の率を乗じて得た額をご負担いただきます。（2026年４月３日現在0.18%）

投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.033%（税抜0.03%）。
運用管理費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

<信託報酬の配分>
委託会社　ー　　販売会社　ー　　受託会社　0.033%　（税抜0.03%）

<役務の内容>
委託会社：委託した資金の運用の対価(＊1)
販売会社：運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価(＊1)
受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

投資対象とする投資信託証券
年率1.54%程度（パフォーマンス報酬15%）（委託会社が試算した概算値）（＊2）

実質的な負担
年率1.573%（税込）程度(＊2) ※投資対象とする投資信託証券の組入比率の変更などにより変動します。

＊１ 当ファンドからは委託会社と販売会社への信託報酬の直接の支払いはなく、投資対象とするDigital Impact Lending Fund Class H JPY Unitの運用管理報酬（管理報酬及びパフォーマンス報酬の総額）の３分の１に相当する金額が、当ファンドの委託会社及び販売会社の役務に応じた実質的な信託報酬に相当するものとして別途支払われます。当ファンドの委託会社及び販売会社の役務に応じた実質的な信託報酬相当額の按分比率は勧誘形態により以下のとおり異なります。①販売会社が直接勧誘した場合　委託会社が２分の１、販売会社が２分の１の比率②販売会社が委託する金融サービス仲介業者等が勧誘した場合　委託会社が100分の36、販売会社が100分の28（勧誘した金融サービス仲介業者等が100分の36）の比率

＊２ 上記は料率が把握できる費用の合計であり、別途、保管費用等がかかります。そのため、実質的な負担はこれらの報酬を加えたものとなります。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められているものもあり、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。

その他の費用・手数料

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、外国での資産の保管等に要する諸費用等が、信託財産より支払われます。

投資信託振替制度に係る費用、法定書類、販売用資料等の作成、印刷、提出、交付等に要する費用、公告費用、監査費用、計理事務等に係る費用、その他これらに準ずる費用であり諸費用に含めることが相当であると委託会社が合理的に判断する費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.11%（税抜0.10%）を上限とす

る額が日々計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

※これらの費用は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

＊ 上記費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および投資者の皆様の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。
＊ 詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「お申込みメモ」「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

委託会社・その他の関係法人の概要

委託会社

株式会社お金のデザイン（ファンドの運用の指図を行う者）

・金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2796号
・加入協会 一般社団法人資産運用業協会
・ホームページ： https://www.money-design.com/
・電話番号： 03-6629-7090（受付時間：委託会社の営業日の9：30～17：00）

受託会社

みずほ信託銀行株式会社（ファンドの財産の保管及び管理を行う者）

販売会社一覧

金融商品取引業者名 登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本STO協会
CHEER証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3299号	○	○			

投資信託説明書（目論見書）は上記販売会社にご請求ください。

当資料のお取扱いにおけるご注意

■当資料は、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。

■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

■当資料は、株式会社お金のデザインが信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

■投資信託のリスクやお申込メモの詳細についてのご確認や、投資信託をお申込みいただくにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえご自身でご判断ください。